

令和3年小野町議会定例会9月会議

議事日程（第3号）

令和3年9月10日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について
〔討論、採決、以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 4 議案第38号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第39号 令和2年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第40号 令和2年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第41号 令和2年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第42号 令和2年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第43号 令和2年度小野町水道事業決算の認定について
- 日程第10 議案第44号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第3号）
〔討論、採決、以下日程第15まで同じ〕
- 日程第11 議案第45号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号 令和3年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第48号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第51号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第22まで同じ〕
- 日程第18 議案第52号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第53号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第54号 小野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第55号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第56号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第57号 田村広域行政組合規約の変更について

[討論、採決]

日程第24 議案第59号 町有財産の無償貸付について

[討論、採決]

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

(追加)

追加日程第1 議員提出議案第8号 議員派遣について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第2 議員提出議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

出席議員(12名)

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	吉田吉広君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	村上昭一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 井	一 一	次	長 郡 司 治 子
書 記	清 水	綾 子	書	記 佐 藤 真 路

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和3年小野町議会定例会9月会議、第9日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

- 予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和3年小野町議会定例会9月会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和3年小野町議会定例会9月会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案議51号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の創設及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、令和3年4

月1日から適用するものです。

本案について、課税免除とした根拠、復興特別区域制度がなくなることの不利益について質疑がありました。

次に、議案第52号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確に位置づけられ、これに伴い、現在本町において徴収している個人番号カードの再交付に係る手数料については地方公共団体情報システム機構が徴収することとなったため、本条例から再交付に関する手数料の規定を削除するものであり、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものです。

本案について、個人番号カードの再交付の定義等について質疑がありました。

次に、議案第57号 田村広域行政組合格約の変更について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、田村広域行政組合格約の一部変更について、構成団体の田村市及び三春町と協議をするため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第59号 町有財産の無償貸付けについて、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、現在、小野町大字小戸神字本南内337番地ほか6筆の学校用地及び校舎建物の普通財産を借受けしている福島県郡山市喜久田町卸1丁目117番地1、株式会社エコより、今年の9月30日をもって契約期間が終了となることから、引き続き当該財産を活用したい旨の申請があり、町としては、その活動内容が本町の障害者福祉サービスの向上に寄与することから無償で貸付けをしたいため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもので、貸付けの期間を貸付契約締結の日から5年間とするものです。

以上が、令和3年小野町議会定例会9月会議において総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

6番、会田明生委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 会田明生君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（会田明生君） 令和3年小野町議会定例会9月会議において厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第53号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布によ

り、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、少子高齢社会における現状と課題への対応と、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年を見据え、介護人材の確保や地域包括ケアの推進等が求められていること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年相次ぐ災害を受け、介護サービス事業者に感染症や災害への対応力の強化が求められていることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、感染症・非常災害対策の強化、高齢者虐待防止の推進、人員の配置基準の緩和等に関する見直しを行うものであり、公布の日から施行するものであります。

本案について、各種改正について事業所の取組を確認する方法や高齢者虐待の事例の有無に関する質疑がありました。

次に、議案第54号 小野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、感染症・非常災害対策の強化、高齢者虐待防止の推進、人員の配置基準の緩和等、前議案同様の見直しを行うものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第55号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、感染症・非常災害対策の強化、質の高いケアマネジメントの推進、生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプラン検証などを盛り込み見直しを行うものであり、公布の日から施行するものであります。

本案について、ケアプランの検証に関して質疑がありました。

次に、議案第56号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、感染症・非常災害対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、ハラスメント対策の強化、高齢者の虐待防止の推進などを盛り込み見直しを行うものであり、公布に日から施行するものであります。

以上が、令和3年小野町議会定例会9月会議において厚生産業常任委員会に付託事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第37号～議案第43号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議案第43号 令和2年度小野町水道事業決算の認定についてまで7議案を一括議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終わります。

◎議案第37号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

◎議案第38号～議案第43号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第38号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第43号 令和2年度小野町水道事業決算の認定についてまでの6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号から議案第43号までの6議案については、それぞれ原案のとおり認定されました。

◎議案第44号～議案第50号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第44号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第50号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）まで7議案を一括議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終わります。

◎議案第44号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第44号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第3号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第44号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第45号～議案第50号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第45号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第50号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）まで6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号から議案第50号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第51号～議案第56号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第17、議案第51号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてから日程第22、議案第56号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまで6議案を一括議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終わります。

◎議案第51号～議案第56号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第51号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてから議案第56号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまでの6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号から議案第56号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第23、議案第57号 田村広域行政組合規約の変更についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終わります。

◎議案第57号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第57号 田村広域行政組合規約の変更についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第24、議案第59号 町有財産の無償貸付についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終わります。

◎議案第59号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第59号 町有財産の無償貸付についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については原案のとおり可決されました。

暫時休議といたします。

これより追加議事日程の資料を配付いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時56分

○議長（田村弘文君） ただいま、追加議事日程及び議員提出議案第8号から議員提出議案第9号までの議案を配付いたしました。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ、再開いたします。

◎議員提出議案第8号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第1、議員提出議案第8号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第8号 議員派遣について、5番、渡邊直忠議員の説明を求めます。

5番、渡邊直忠議員。

〔5番 渡邊直忠君登壇〕

○5番（渡邊直忠君） 議員提出議案第8号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和3年9月10日提出。

提出者、渡邊直忠、賛成者、先崎勝馬、同じく水野正廣、同じく会田明生、同じく緑川久子、同じく中野孝一の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

◎議員提出議案第8号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第8号 議員派遣について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第8号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、議案に対する討論を行います。

議員提出議案 第8号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第8号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第8号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第9号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、1番、會田百合子議員の説明を求めます。

1番、會田百合子議員。

〔1番 會田百合子君登壇〕

○1番（會田百合子君） 議員提出議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、小野町議会議事規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和3年9月10日提出。

提出者、會田百合子、賛成者、水野正廣、同じく先崎勝馬、同じく竹川里志、同じく宗像芳男、同じく渡邊直忠の各議員であります。

提案理由、新型コロナウイルス感染の拡大は、変異株の猛威も加わり、各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしている中で、地方財政は来年度も巨額の財源不足が避けられない厳しい状況にある。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税などの一般財源総額の確保・充実が不可欠であることから国に対しその実現を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしく願いをいたします。

◎議員提出議案第9号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第9号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、議案に対する討論を行います。

議員提出議案第9号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第9号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第9号については原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、9月定例会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 令和3年定例会9月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、村上町長が誕生してから初めての副町長、教育長が同席しての定例会でありました。副町長、教育長には、小野町の課題解決のため、一層のご尽力をお願いいたします。

今回の会議も、定例会6月会議に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を行った中で、9日間の長きにわたり、執行部提出25議案及び報告1件、また、議員提出議案2件の計28件について、各議員に慎重なご審議を賜り、議会運営委員会で決定した期間内で終了することができました。

また、一般質問では6名の議員が登壇し、町の事務事業全般にわたり質問をし、町長より前向きな答弁をいただきました。

コロナ禍の中で、町執行部、職員の皆さん、議員の方々には、今後も日常生活が制限される日々がまだまだ続くことが予想されますが、ご自愛をいただき、町民福祉のために尽力していただくことをお願いいたします。

定例会9月会議のご精励に感謝を申し上げまして、ご挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和3年小野町議会定例会9月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会には、令和2年度各会計決算認定案件7件、令和3年度各会計補正予算案件7件、条例改正案件6件など議案25件のご提案のほか、財政の健全化に関する比率をご報告申し上げたところでありますが、議員の皆様には、連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、全議案ご議決を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、更には委員会審議の過程でいただきましたご意見、ご助言に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束の兆しが見えない状況ではありますが、町といたしましては、引き続き感染予防対策の徹底とワクチンの円滑な接種に取り組み、町民皆様の安全・安心な暮らしと町内事業所の皆様の経済活動の支援に万全を期してまいります。あわせて、人口減少対策、そしてアフターコロナの社会に向け力を注ぎ、町の将来を見据えた持続的発展のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

結びに、議員各位におかれましては、気温の変化が激しい季節の変わり目でありますので、くれぐれも健康

にご留意をいただき、引き続き町政の発展のため、ご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時08分